

令和7年度 南相馬市 妊婦にやさしい遠方出産支援事業

市では、遠方の分娩取扱施設（※1）で出産する必要がある妊婦の方を対象に、出産に伴う交通費や宿泊費の一部を助成します。（宿泊費については、同行者1人分についても助成。）

（※1）分娩を取り扱う病院や診療所、助産所

対象者

1. 令和7年4月1日以降に出産された方で、南相馬市に住所を有し、次のいずれかにあてはまる方
 - ・住所または里帰り先から最も近い分娩取扱施設まで、おおむね60分以上の移動時間を要する妊婦
 - ・医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※2）で分娩する必要がある、自宅または里帰り先から最も近い周産期母子医療センターまでおおむね60分以上（※3）の移動時間を要する妊婦
2. 1に該当する方が分娩取扱施設等の近隣宿泊施設に宿泊した場合、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊した方（妊婦1人につき同行者1人まで）

（※2）母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等に対応する施設

（※3）分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（タクシー、自家用車及び公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情等その他の事情等を勘案した上で、標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると市長がみとめた場合に限る。

助成内容

* 助成額は以下により算出した額となります。

1. 交通費：往復分の費用の一部を助成します。

（タクシーの場合） 実費額×0.8

（自家用車の場合） 距離数（km）×37円×0.8

（公共交通機関の場合） 市の旅費規程に準じた額（実費額を上限とする）×0.8

※その他移動手段を含む

2. 宿泊費：出産までの間、待機のために分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合における宿泊費を助成（出産時の入院までの前泊分として、最大14日分。同行者1人分を含む。）

実費額（1泊当たり11,800円を上限とする）から、1泊当たり2,000円を控除した額



申請方法

南相馬市妊婦にやさしい遠方出産支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、以下の書類を添付し、出産日から6か月以内に申請してください。

【必要書類】

- ①タクシー、鉄道、バス等の公共交通機関の利用日及び利用料金が確認できる領収書の写し

* 領収書等がない場合には、路線検索サイト等による運賃及び路線等の確認できる書類で領収書等に代えることができます。

- ②宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書の写し

- ③出産日及び分娩した施設が確認できる母子健康手帳等の写し

* 「出産状況」のページ

- ④助成金の振込先が確認できるもの

* 申請者（妊婦）本人の通帳またはキャッシュカードの写し

- ⑤印鑑

お問合せ先：南相馬市こども家庭課母子健康係（0244-24-5218）